

野田村 人事行政の運営等の状況の公表

目次

- 1 職員の任免及び職員数の状況
- 2 職員の給与の状況
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 8 職員の競争試験の状況

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

平成 21 年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は次のとおりです。(単位：人)

区 分	一般行政職
新規採用	3
新規再任用	0

イ 職員の離職

平成 21 年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。(単位：人)

区 分	一般行政職	
離職	定年退職	0
	その他	3
再任用の満了	0	

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成 22 年	平成 21 年			
普通 関係 部門	一般 行政 部 門	議会	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 職員不補充の解消 事務の見直しによる増減 	
		総務	17	16		1
		税務	3	4		△ 1
		民生	3	3		
		衛生	3	3		
		農林水産	10	9		1
		商工	1	1		
		土木	2	3		△ 1
		計	40	40		
	教育部門	7	7			
小 計	47	47				
公 営 企 業 部 門	水道	2	2			
	下水道	2	2			
	その他	3	3			
	小 計	7	7			
合 計		54 (66)	54 (66)			

注1 括弧内は、条例定数の合計です。

注2 職員数から特別職（教育長を含む）、派遣職員は除いています。

イ 年齢別職員構成の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	4人	0人	5人	9人	9人	4人	6人	3人	10人	0人	54人

ウ 職員定数適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
55人	53人	2人	3.6%

② 集中改革プラン（定員管理適正化計画を含む）における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	平成17年度の現員数の3.6% (2人)純減
平成17年4月1日	平成22年4月1日	

③ 定員管理適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区分	17年 計画始期	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 計	参考 数値目標
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	39	40	39	38	40	40	0
	増減		1	△1	0	2	0 (102.6%)	
教育	職員数	7	9	9	8	8	8	0
	増減		2	0	△1	0	0 (114.3%)	
公営企業 等会計	職員数	9	8	8	8	7	7	△2
	増減		△1	0	0	△1	0 (77.8%)	
計	職員数	55	57	56	54	55	55	△2
	増減		2	△1	△2	1	0 (100%)	

注1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

注2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

注3 増減は各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

村の職員は、村長、副村長等の特別職の職員と一般職の職員に区分されています。

平成 21 年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は 4 億 5,203 万 8 千円で、村の歳出総額の 14.65% です。

区分	住民基本台帳人口(平成 21 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成 20 年度の人件費率
平成 21 年度	人 4,884	千円 3,086,588	千円 66,147	千円 452,038	% 14.65	% 15.08

注 人件費には、村長などの特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、災害補償費などを含みます。

(2) 職員給与費の状況

平成 22 年度の一般職の職員 51 人の給与費の予算額は 3 億 691 万 9 千円で、1 人当たりの給与費は 601 万 8 千円です。

区分	職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B/A
平成 22 年度	人 51	千円 197,991	千円 35,035	千円 73,893	千円 306,919	千円 6,018

注 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職の職員の平均給料月額等は次のとおりです。

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	円 304,400	円 333,800	歳 42.6

注 1 「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在における各種ごとの職員の基本給の平均です。

注 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当(期末・勤勉手当及び寒冷地手当を除く。)の額を合計したものです。

注 3 これらの額は、平成 22 年度地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(4) 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給は次のとおりです。

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		野田村	岩手県
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円

注 平成 19 年 1 月 1 日以後、職員の昇給が抑制されており、採用者も同様です。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	247,700 円	309,000 円	—
	高校卒	198,200 円	270,600 円	307,100 円

注 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適応される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1 年前の構成比	5 年前の構成比
1 級	主事、技師	6 人	18.0 %	12.8 %	4.1 %
2 級	主事、技師	2	4.0	4.3	20.4
3 級	総括主査、主任主査、主査	27	54.0	57.4	51.1
4 級	課長、主幹	7	14.0	14.9	12.2
5 級	課長、主幹	5	10.0	10.6	12.2
6 級	課長	0	0.0	0.0	—

注 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。

注 2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注 3 平成 18 年度に給料表の級構成が 7 級から 6 級に変更されています。

(7) 昇給期間短縮の状況

給与制度改正に伴い、平成 18 年 4 月 1 日から昇給期間短縮は行っていません。

(8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を 100 とした場合の平成 21 年 4 月 1 日現在における本村職員のラスパイレス指数は、89.6 です。

(9) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分	野田村	
1 人当たり平均支給額 (平成 21 年度)	1,388 千円	
平成 21 年度支給割合	6 月期	1.25 月
	12 月期	1.5 月
	計	2.75 月
加算措置の状況 (職務の級等による加算措置)	有	勤勉手当
	※ 一般行政職の加算率	3 級 5%
		4、5、6 級 10%
		(主幹は 5%)

注 支給割合は、国と同じです。

イ 退職手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
一人当たり平均支給額	20,747 千円	
その他加算措置	定年前早期退職者特別措置 (2~20%加算)	

注 1 支給率及び加算措置の内容は、国と同じです。

注 2 1 人当たり平均支給額は、平成 21 年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

	平成 20 年度決算	平成 21 年度決算
支給実績	5,244 千円	7,734 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	135 千円	155 千円

エ 特殊勤務手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 21 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 20 年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給者の割合		0 %	
手当の種類		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	精神障害者の保護・護送に従事する職員	精神障害者の保護・護送に従事	1 件 100 円
防疫作業手当	感染症等の防疫に従事する職員	感染症患者の救護、感染症の家畜の防疫作業に従事	1 件 200 円

オ その他の手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

手当名	内 容	支給実績 (平成 21 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 21 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。(月額：配偶者 13,000 円、配偶者以外 1 人当たり 6,500 円、配偶者の無い場合は 1 人目 11,000 円、特定年齢にある子は、1 人につき 5,000 円を加算)	8,544 千円	231,000 円
住居手当	賃貸住宅居住者及び自宅居住者等に支給されます。(月額：賃貸住宅居住者 27,000 円以下、自宅居住者 3,000 円)	1,137 千円	142,000 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。(月額：交通機関利用者 50,000 円以下、交通用具等使用者 11,500 円以下)	1,216 千円	72,000 円
管理職手当	管理の地位にある職員に支給されます。	2,119 千円	235,000 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額 7,360 円～17,800 円)	3,228 千円	71,000 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務 1 回：4,200 円)	1,033 千円	23,000 円
管理職特別勤務手当	管理職員が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務 1 回：4,000 円、6 時間を超える場合 6,000 円)	30 千円	4,000 円

注 平成 21 年 12 月 1 日より一般職の職員の自宅に係る住居手当は廃止されました。

(10) 特別職の報酬等の状況

村長、副村長及び教育長の給料月額並びに村議会の議長、副議長及び議員の報酬月額、期末手当等の支給率は、次のとおりです。

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等
給料	村 長	615,000 円
	副村長	525,000 円
	教育長	500,000 円
報酬	議 長	246,000 円
	副議長	194,000 円
	議 員	175,000 円
期末 手当	村 長	(平成 22 年度支給割合)
	副村長	6 月期 1.45 月分
	教育長	12 月期 1.6 月分
		計 3.05 月分
	議 長	(平成 22 年度支給割合)
	副議長 議 員	6 月期 0.95 月分 12 月期 1.1 月分 計 2.05 月分
退職 手当	村 長	給料月額×在職月数×0.425 により算定する額
	副村長	給料月額×在職月数×0.245 により算定する額
	教育長	給料月額×在職年数+給料月額×0.6×在職年数 により算定する額

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国、県及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を逸しないように考慮して、条例で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、一日について 8 時間、一週間について 40 時間です。

一般的な職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとしています。また、交代勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は別に定めています。

(2) 休息时间・休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、午後 0 時から午後 1 時までの 1 時間とします。

なお、休息时间については平成 18 年 4 月 1 日より廃止しています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは、祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日）及び年末年始の休日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。)) をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年付与される年次休暇と特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由を 23 項目設けています。

- ・年次有給休暇の取得状況（平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）

平均取得日数	8.5 日
--------	-------

(5) 育児休業

育児休業は、3 歳に満たない子を養育する職員を対象とし、職員の継続的な勤務を促進し、福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けた制度です。

なお、平成 21 年度における育児休業取得者はありません。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共施設において、その職員の職務に関連あると認められる事項の調査、研究または指導に従事する場合とされています。

なお、平成 21 年度における分限処分はありません。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。

なお、平成 21 年度における懲戒処分はありません。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など職務上の強い制約が課せられています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4 (2) のとおりです。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

職員の研修は、野田村職員人材育成基本方針に沿い、職員の能力開発のため、意識開発・職場研修・職場外研修の3本柱で推進しています。その中でも意識開発（職員提案制度など）を人材育成の中心として捉えて取り組んでいます。また、職場外研修については、職員に公正に実施しています。

平成 21 年度に行われた主な職場研修・職場外研修は、以下のようなものがあります。

① 当村が実施したもの

- ・ 新採用職員研修

② 研修所等に派遣したもの

- ・ 岩手県町村会の研修（課長研修新任課程、人事評価研修、新任課程後期研修、メンタルヘルス研修、人事事務研修、財務事務研修、法規事務研修、政策法務講座）
- ・ 県中堅職員研修
- ・ 岩手県市町村振興協会の研修（パソコン研修・行政調査研修）
- ・ 岩手県市町村職員共済組合の講習会（メンタルヘルス講習会）

(2) 勤務成績の評定の概要

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

現在、地方公務員を含む公務員制度改革が議論されており、現行の勤務評定制度に代え、能力評価と業績評価からなる新たな評価制度を導入することとされており、こうした動向を見極めつつ、新たな人事評価制度の導入について検討していくこととしています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び職員安全衛生管理規程等に基づき、安全衛生管理責任者、産業医及び衛生管理者の選任並びに衛生委員会等の設置を行っています。

(2) 健康診断の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断や胃部検診、乳がん・子宮がん検診等を実施しています。

・ 健康診断の実施状況（21 年度）

区分	生活習慣病予防健診等	胃部・胸部検診等	乳がん・子宮がん検診
受診者数	延べ 53 人	延べ 43 人	延べ 5 人

(3) 福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法第 42 条において職員の福利厚生計画を樹立し実施することが義務付けられており、当村では野田村役場職員互助会（村職員が会員）及び岩手県市町村職員互助会（県内の市町村職員が会員）において福利厚生事業を行っています。

なお、村職員互助会には公費負担はありませんが、県職員互助会には、公費負担があります。

① 野田村役場職員互助会

ア 会員数（平成 22 年 4 月 1 日現在） 58 名

イ 事業内容（平成 21 年度決算）

・ 給付事業

区分	結婚 (30 千円)	出産 (20 千円)	退会記念品 (30 千円)	メガネ (5 千円)	人間ドック (10 千円)	計
人数	0 名	1 名	3 名	8 名	0 名	12 名
給付総額	0 千円	20 千円	90 千円	40 千円	0 千円	150 千円

・ 各種厚生事業（砂まつり造形制作・職員みこし運行・職員レク・忘年会・送別会等） 832 千円

・ 総会費 141 千円

※平成 20 年度に会員掛金率の増、平成 21 年度にクラブ補助金の減の見直しをしています。

ウ 財源内訳 会員掛金 455 千円、参加負担金等 539 円

② 岩手県市町村職員互助会

ア 会員数（平成 22 年 4 月 1 日現在） 58 名（本村加入者数）

イ 事業内容

・ 給付事業（結婚 30 千円、出産 20 千円、弔慰金 300 千円（配偶者 100 千円、育児育英金 150 千円、医療補助金等）

・ ライフプラン事業

・ 厚生事業

・ 元気回復事業

・ 健康管理事業

・ 貸付事業

・ 退職会員に対する事業等

ウ 本村の負担状況

会員掛金 978 千円、公費負担金 1,092 千円（一人あたり公費負担額 18,828 円）

(4) 利益保護

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が不服申立てを行うことを認める制度です。

8 職員の競争試験の状況

平成 22 年度採用職員の競争試験の状況

試験区分	採用 予定 数	第 1 次試験				第 2 次試験		最終 倍率 B/D
		申込 者数 A	受験 者数 B	合格 者数 C	倍率 B/C	受験 者数	合格 者数 D	
一般事務	人 若干名	人 7	人 6	人 4	倍 1.5	人 4	人 3	倍 1.3
合 計	若干名	7	6	4	1.5	4	3	1.3